

小規模保育事業所の利用定員について

1. 確認制度と利用定員について

- 子ども・子育て支援新制度では、学校教育法、児童福祉法等に基づく「認可」を受けていることを前提に、施設・事業者からの申請に基づき、市町村が対象施設・事業として「確認」することにより、給付による財政支援の対象となります。

具体的には、給付の実施主体である市町村が、認可を受けた特定教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）、特定地域型保育事業所（家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）に対して、その申請に基づき、各施設・事業の種類に従い、支給認定区分（1号認定、2号認定、3号認定）ごとの利用定員を定めた上で、給付の対象となることを確認し、給付費（委託費）を支払うことになります。

2. 利用定員の設定について

- 利用定員は、次のとおり設定されます。

【支給認定区分】

- 1号：教育標準時間認定を受ける満3歳以上の小学校就学前子ども
 2号：保育（標準時間・短時間）認定を受ける満3歳以上の小学校就学前子ども
 3号：保育（標準時間・短時間）認定を受ける満3歳未満の子ども

施設・事業の種類		定員数	支給認定区分	備考
認定こども園		20人以上	1号・2号・3号	3号については 0歳と1～2歳に区分
保育所		20人以上	2号・3号	
小規模保育事業	A型	6人以上19人以下	3号	
	B型			
	C型	6人以上10人以下		

3. 開園予定の施設について

施設・事業の種類	小規模保育事業（A型）	
事業者名称	株式会社 mamazi	
事業所所在地	瑞浪市土岐町6743番地の1	
代表者職・氏名	代表者 服部 志満子	
施設名称	まんまる保育園	
施設所在地	瑞浪市土岐町6743番地の1（借地）	
認可定員（予定）※	19人	
利用定員（予定）	（3号認定）0歳	3人
	（3号認定）1・2歳	16人
	合計	19人
開園予定年月日	令和6年4月1日	

※ 認可定員・・・保育室や職員数を勘案して決定される施設の受け入れ定員

○ 利用定員は認可定員の範囲内で設定（認可定員と一致することを基本）する。